

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2021年11月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

✉ [【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

1 | 「よい」事業承継と「悪い」事業承継



2 | 事業再構築補助金



3 | 新たな特別法上の差押禁止債権 ～自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律の制定・施行について～



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

「よい」事業承継と「悪い」事業承継

土井一磨
Kazuma Doi

PROFILEはこちら ▶

1 はじめに

危機時期にある会社が、その事業の全部または一部を別の法人に移して、事業の存続を図るという手法は、第二会社方式など呼ばれ、事業再生の手法の一つとして知られるところですが、当然ながら、このような危機時期における事業承継は債権者を害するものではあってはならず、不当な事業承継がなされた場合には、後の破産手続において当該事業承継が否認されたり、いわゆる法人格否認の法理により旧会社の債権者から新会社に対する請求が認められたりする可能性があります。本稿では、破産の危機にあった旧会社の貸金返還債務について、法人格否認の法理を適用し、新会社の支払義務を認めた東京地方裁判所・令和3年2月12日判決(金融債務事情2168号・72頁)をご紹介します。危機時期にある会社による事業承継についての留意点を検討したいと思います。

2 東京地方裁判所・令和3年2月12日判決

(1) 事案の概要

Z(旧会社)は、コンピュータ及びその周辺機器の輸入・販売等を目的として、平成10年2月9日に設立された株式会社であり、Aが代表取締役を務めていました。Zは、平成21年3月31日にWから6000万円を借り入れていましたが、約定の弁済期を過ぎても弁済をできておらず、平成28年5月2日、Wとの間で当該時点での残元金2894万円を平成29年4月30日に一括で支払う旨の変更契約を締結しました。

上記変更契約の締結後、平成28年8月23日、Z(旧会社)と同じくコンピュータ及びその周辺機器の輸入・販売等を目的とするY(新会社)が設立されました。Y(新会社)の株主はAの長男B、設立時代表取締役はAの次男Cでしたが、いずれもYの業務には従事しておらず、Aが経理業務を行い、ウェブ

サイトにもAが最高責任者である旨が記載されていたほか、Z(旧会社)の従業員の大部分がY(新会社)に転職し、Z社(旧会社)の主要な顧客もY(新会社)と取引を開始しました。また、Y(新会社)の収益からAに対して総額845万9058円が送金されていました。

一方、Z(旧会社)は当時、債務超過に陥っており、また公租公課の滞納を理由に事業上重要である入札資格を失うなど、既に事業継続が困難な状態にありました。

そうした中で上記変更契約に基づく弁済期が到来したものの、Z(旧会社)が弁済を行わなかったことから、Wは当該貸金債権をサービサーであるXに譲渡し、その後、XからY(新会社)に対して貸金債権返還訴訟が提起されました。

(2) 本判決の概要

本判決は、Y(新会社)がZ(旧会社)の従業員や顧客を承継していること、当該承継はZ(旧会社)が破綻必至の状況で行われていること、Y(新会社)の設立がZ(旧会社)の代表取締役であるAの意向や影響を強く受けていること、AがZ(旧会社)の経営に深く関与していたことなどを理由に、Y(新会社)がZ(旧会社)と実質的に一体の法人であり、かつ、上記貸付けを含む債務の履行を免れるために設立されたものであると認め、Y(新会社)がXの請求を拒むことは信義則上許されないとし、XのY(新会社)に対する請求を認容しました。

3 検討

本判決は、いわゆる法人格否認の法理を適用し、XのZ(新会社)に対する請求を認めたものと思われます。法人格否認の法理とは、法人格の独立性を形式的に貫くことが正義・衡平に反する場合に、当該法人の法人格の独立性を否定し、当該法人とその背後の者とを同一視して衡平な解決を図るた

めに判例上、認められている法理です(最判昭和44年2月27日・民集23巻2号511頁)。詳細は割愛しますが、法人格否認の法理には、①法人格の濫用と②法人格の形骸化の2つの類型があるとされているところ、本件は前者の①法人格の濫用、すなわち、Aにおいて、本件貸付けを含むZ(旧会社)の債務弁済を免れるという不当な目的のもとY(新会社)を設立し、Z(旧会社)とY(新会社)とが形式的には別法人であることを理由にXの請求を拒もうとしたことについて、法人格を濫用したものであり、信義則上許されないとの判断を行ったものと考えられます。

本件のような事業承継がまかり通れば、Z(旧会社)の債権者は債権を回収することができなくなる一方で、AはY(新会社)を用いて事業を実質的に継続できることになり、正義・衡平に反する結果が生じるため、本判決が法人格否認の法理を適用したことは妥当な結論であるといえるでしょう。

また、仮にZ(旧会社)が破産した場合には、Y(新会社)への事業承継について、無償あるいは相当な対価を欠く事業譲渡(詐害行為)に当たるとして管財人から否認される可能性も十分にあります。

このように危機時期にある会社からの事業承継については、それが債権者を不当に害する場合には、法人格否認の法理や否認権(破産法160条以下)の適用対象になり、法的に許容されません。

一方で、危機時期にある会社が第三者に事業を承継することは必ずしも否定的に捉えられるべきものではなく、それが「よい」事業承継であれば積極的に行われるべきです。危機時期にある会社が、適正な対価と引き換えに第三者に対して事業を包括的に承継することができれば、それは債権者の利益に資することになります(仮に事業を承継せず、そのまま破産した場合における弁済率を上回る弁済を、事業承継の対

価によって行うことができるのであれば、それは債権者にとっても経済的に合理的であるといえます)。また、承継先において事業が継続されることは、取引先や従業員の保護にも繋がり社会的混乱を少なくするという意味でも有用であるといえます。

このような「よい」事業譲渡のためには、事業承継のプロセスが公平正大であり、その必要性について債権者(裁判所)の理解を得られるものであること、事業承継に際して相当な対価が旧会社に支払われることが必須となりますし、その後、旧会社の債務が適正な方法(破産や特別清算といった法的倒産手続のほか、中小企業再生支援協議会などの支援による準則型私的整理手続など)によって処理されることも必要であるといえます。なお、破産手続開始申立前の事業譲渡については、本ニュースレター・2021年2月号・村上寛「事業譲渡と破産」¹⁾もご参照ください。

したがって、今回ご紹介した裁判例のように、債権者を害するような形での事業承継は認められるべきではありませんが、上述のとおり「よい」事業承継は許容されるべきですし、危機時期にある会社においては積極的に検討すべきであると言えます。

4 おわりに

危機時期にある会社からの事業承継の全てが法的に許容されないわけではなく、その当否は、個別の事案により異なることをご留意いただきたく本裁判例をご紹介させていただきました。

不振事業の譲渡、あるいは第三者からの引受けを検討されている場合や、危機時期にある取引先から事業承継に伴う契約変更等の申出を受けてお困りの場合は、お気軽にお問い合わせいただければと存じます。

1: https://www.oebashi.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagement_202102-P2-4-Murakami.pdf

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

事業再構築補助金

長谷部 陽平
Yohei Hasebe

PROFILEはこちら



第1 はじめに

事業再構築補助金の第4回公募が開始されました。本補助金は、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、又は事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援するものであり、通常枠では8000万円を上限として、企業の投資金額の最大2/3を補助するものです。

現時点で予定されているのは、公募を開始したばかりの第4回公募及び来年初旬に予定されている第5回公募のみであり、また、回を重ねる毎に申請数も増加しているため、機会を逃さないよう、制度の概要を紹介いたします。

第2 専用サイト

事業再構築補助金については、中小企業庁が専用サイトを公開しています(<https://jigyousaikouchiku.go.jp/#c1>)。制度説明、採択事例紹介、申請手続等が網羅されていますので、御参照ください。

第3 概要

事業再構築補助金制度の概要は以下のとおりです。

対象	中小企業者、中堅企業（資本金10億以下、従業員2000人以下）等
補助金額	100万円～8000万円（通常枠）
補助率	中小企業者は原則2/3、中堅企業は原則1/2
補助対象経費	事業再構築に要する（要した）経費が補助対象 令和3年2月15日以降に購入契約等を行った経費も対象（事前着手申請）
補助対象要件	① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1月～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1月～3月）の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること等。 ② 経済産業省が示す「事業再構築指針」に沿った3～5年の事業計画書を認定経営革新等支援機関等と共同で策定すること。
採択率	40-50%（対申請数。初期の公募ほど高採択率）

第4 若干の解説

上記第3の概要のうちのいくつかの点について、解説します。

1 事業再構築の類型

補助対象となる「事業再構築」には、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、事業再編といった類型があり、それぞれ要件が異なります。例えば、「新分野展開」であれば、製品等や市場に新規性が認められること、事業体における当該新分野の将来的な売上高構成比率が10%を超える見込みがあること等が要件となります。

この要件のうち「新規性」は、例えば特許登録ができるような画期的な製品等を要求されるものではなく、補助対象企業の既存製品等や市場との関係で新しいものであればよい(既存事業との関係での新規性)とされています。

2 補助対象経費

一定の手続を経ることにより、補助申請以前の経費(令和3年2月15日以降に購入契約等を行った経費)を、遡って補助対象とすることが可能です。

3 事業計画書

補助金申請の必要書類のうち、最も重要な書類が「事業計画書」です。事業計画書には、事業再構築の類型に応じた事業計画を記載することになり、作成にはしっかりとした検討・準備が必要です。ただし、事業計画書は、15ページ以内(補助金額1,500万円以下の場合10ページ以内)とすることが求めら

れていますので、大部のものは必要ありません。事業再構築指針に沿った、かつ、魅力的な事業計画書を作成することが重要です。

事業計画書については、補助金申請の参考になる重要資料として、採択事例が公開されています。

(<https://jigyousaikouchiku.go.jp/cases.php>)

4 認定経営革新等支援機関

補助金申請のための事業計画書の策定について、認定経営革新等支援機関の支援を受けることが必要とされています。認定経営革新等支援機関は、中小企業の経営等支援の専門知識と実務経験を有する専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)を国が審査し登録するものです。当事務所の弁護士も同支援機関として登録されています。

事業再構築補助金については、補助金額3000万円までは認定経営革新等支援機関単独の支援による申請が可能です。補助金額が3000万円を超える場合は、認定経営革新等支援機関の支援に加え、金融機関による確認書の提出が必要となります。

第5 まとめ

事業再構築補助金は、時限的な制度ではありますが、上記のとおり、中小企業・中堅企業等の投資負担を軽減するために有用な制度となっています。中小企業庁の専用サイトも充実していますので、是非活用を御検討ください。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

新たな特別法上の差押禁止債権

～自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律の制定・施行について～

立村 達哉
Tatsuya Tachimura

PROFILEはこちら 



第1 はじめに

御存じのとおり、債権者は、確定判決等の債務名義を取得した後、債務者に対して、債務者が第三者に対して有する債権を差し押えることができます。もっとも、債務者が第三者に対して有する債権のうち、一部の債権についてはこれを差し押えることが禁止されています。どのような場合に、差押えが禁止されているか事前に理解しておくことで、有事の際に適切な判断・対応が可能となります。

そこで、本稿では、自然災害義援金に係る差押禁止に関する法律が制定・施行されたことを受け、その概要・背景等をご紹介します。

第2 差押禁止債権の制度

1 差押禁止債権とは

債権執行手続においては、債務者及びその家族の生活保障等の社会政策的配慮その他の目的から差押えが禁止される債権があります。これを差押禁止債権といい、大きく分けると、①民事執行法上差押えが禁止されている債権(給料債権など。民事執行法第152条)、②特別法上差押えが禁止されている債権、③権利の性質上差押えができない債権に分類することができます¹。

2 「特別法上差押えが禁止されている債権」とは

特別法に基づく給付のうち、受給者の生活保障等の社会政策的配慮が求められるものについては、特別法に差押禁止規定が定められています。その主なものとしては、公的年金

(国民年金法第24条)、社会保険(健康保険法第61条)、公的扶助(生活保護法第58条)、災害補償等(労働基準法第83条2項)に係る債権があります。その他、近年制定・施行されたものとして、新型コロナウイルス感染症に関連する、令和二年度特別定額給付金についての差押えを禁ずる特別法がありません(令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律(令和二年法律第27号))。そして、今回ご紹介する、自然災害義援金も、上記3分類のうち「特別法上差押えが禁止されている債権」の類型に整理されることになります。

第3 自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律の概要

1 背景

日本においては、大規模な災害が起きると国内外から義援金が寄せられ、被災者に届けられています。そして、寄せられた義援金を被災者が自ら使用できるようにするため大規模な災害が起きるたびに、当該災害に係る義援金の差押え等を禁止する立法が個別に制定されてきました(例えば、東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律(平成23年法律第103号)及び令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律(令和二年法律第77号)など)。

上記のように、大規模な災害が発生するたびに個別に義援金差押禁止法が制定されてきましたが、このような個別の対応については、迅速な対応ができないのではないかと懸念がありました²。そこで、災害が起きるたびに個別に立法

1: 相澤眞木=塚原聡編著『民事執行の実務 債権執行編(上)(第4版)』216頁(きんざい、2018)。

2: この点について、令和2年1月17日付で日本弁護士連合会から、国に対して、自然災害義援金に係る差押禁止に関する一般法を制定することを求める意見書が提出されていました(<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2020/200117.html>)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士とのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

するのではなく、義援金の差押禁止等について一般法化を図ったのが、自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律制定の背景です³。

2 自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律の内容

(1) 概要

同法は、自然災害義援金に係る抛出の趣旨に鑑み、自然災害の被災者等が自ら自然災害義援金を使用することができるよう、自然災害義援金に係る差押えを禁止しています(同法第3条第1項)。また、自然災害義援金として交付を受けた金銭も差押えの対象となり得るところ、同法は、かかる自然災害義援金として交付を受けた金銭は差押えすることができないと定めています(同法第3条第2項)。

(2) 差押禁止に該当する要件⁴

同法によって差押禁止等の対象となる「自然災害義援金」とは、以下の要件を満たすものをいいます(同法第2条)。

ア 自然災害に起因すること

同法は「自然災害」の被災者又はその遺族を適用対象としており、「自然災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じた被害をいうこととされています。

イ 被災者又はその遺族の生活支援・慰藉する等のためのものであること

被災者又はその遺族の生活支援・慰藉する等のためのもの

であることを求めています。「遺族」の範囲については、支給額や支給の対象が各地方公共団体の判断に任されていることを踏まえ、各地方公共団体の判断を尊重し、各地方公共団体が義援金の配分対象者として定める遺族の範囲を基準に判断されるものと考えられます。

ウ 自発的に抛出された金銭を原資とすること

「自発的に抛出された金銭を原資」とすることが求められており、県や市の財源から抛出されたものはこれに含まれず、同法の対象外となることとされています。

エ 都道府県または市町村が一定の配分基準に従って被災者等に交付する金銭であること

義援金の中には、企業等の団体を通じて交付される私的なものも存在しますが、同法では、都道府県または市町村が一定の配分基準に従って被災者等に交付する金銭に限定される建て付けとなっています。

第4 破産法との関係

破産手続においては、破産手続開始時に破産者が有している財産は、破産財団に組み入れられ(破産法第34条第1項)、債権者等に対する配当原資となりますが、差押禁止債権は、換価の対象となる破産財団から除かれる、いわゆる自由財産に該当する(破産法第34条第3項第2号)ところ、同法によって、自然災害義援金は差押禁止債権と定められました。したがって、破産者は、破産手続開始後も、自然災害義援金を手元に残すことが可能になりました。

3: 宇敷崇広「自然災害金に係る差押禁止等に関する法律の概要」、金融法務事情2170号38、38頁(2021)。

4: 宇敷・前掲注3「自然災害金に係る差押禁止等に関する法律の概要」40-41頁。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】